

目 次

第1	はじめに	1
1	「いじめ」問題への危機意識の薄い司法	1
2	裁判所における「いじめ」の認定	2
3	調査報告義務と「合理的裁量」	4
4	国の責任	4
第2	本件事案について	6
第3	いじめ防止義務違反	7
1	平成24年11月26日付伊藤意見書（1）により提示された 基本視点について	7
2	いじめ防止義務（安全配慮義務）について	15
3	いじめ防止義務違反の違法性と過失について	39
4	因果関係について	42
5	原判決の〇〇証言に関する事実認定における経験則違反	49
第4	調査報告義務違反について	52
1	はじめに	52
2	原判決が判示した調査報告義務の内容について	52
3	原判決の誤りについて	53
4	調査報告義務の根拠	53
5	原判決の誤り（その1）—合理的な裁量を認めた「解釈」について	56
6	原判決の誤り（その2）—合理的な裁量を認めた「適用」について	58
7	原判決の誤り（その3）—遺族が調査の内容及び方法について 特段の意思を表明している場合について	64

8	まとめ	66
第5	国の責任について	68
1	いじめに対する作為及び不作為について	68
2	本件いじめに対する再調査について	69
3	旭川学テ判決から	71
4	子どもの権利条約違反	73
第6	結語	80

上告受理申立ての理由要旨

第1 はじめに

児童生徒の「いじめ」が深刻な社会問題となって久しく、自死に至る悲惨なケースも後を絶たない。「いじめ」の態様、方法、手段も多岐にわたり、また見つかりにくい陰湿な「陰湿・心理的抑圧型いじめ」も広くはびこり、「いじめ」はますます児童生徒の心を深く傷つけ、多くの児童生徒が今も「いじめ」に必死に悩みもがいている。本件事件も、まさにその流れの中で発生した事件に他ならない。

原判決は、本件事案について、「自殺の原因となるような『いじめ』があったとは認められない」とだけ判示して、相手方北本市のいじめ防止義務違反がなかったと判断している。かかる原判決の判示の背景には、教師や学校、教育委員会の目線から、「いじめ」を捉えていた判断姿勢がある。しかしながら、被害を受けている児童生徒の声に耳を澄ませば、見えてくる世界は全く変わる。

「いじめ」認識、「いじめ防止に対する認識」は大きく転換する。原判決は、①教育専門職者に対する行為規範たるいじめ防止義務の義務違反の法律構成、及び②教育専門職者に対する行為規範たるいじめ防止義務違反を構成する「いじめ」の法規範概念に関する解釈を見誤っており、法令の解釈に関する重要な事項に誤りが認められる。

また、第一審・原審を通じて主張した相手方らの調査報告義務違反について、原判決は、調査内容について地方公共団体に「合理的な裁量」が認められると判示したが、調査報告義務に合理的裁量を許容する解釈を示した点及び当該解釈を適用した点において、原判決には法令の解釈に関する重要な事項に誤りが認められる。少なくとも本件において、遺族である申立人らが当初より相手方北本市に対して、調査内容及び方法について特段の要望を表明し、かかる要望

を行うことに相応の根拠がある場合においては、相手方北本市においてもこれに従って調査報告をしなければならないと解すべきであるにもかかわらず、これに反した点に法令違反及び判例違反が認められる。

さらに本件は、相手方国の違法行為を対象として国家賠償についても請求する事案である。裁判所が本件いじめの背後に明確に存在する相手方国の法的責任に着目することがなければ、本件のみならず各地で発生しているいじめの本質的解決・救済にはつながらないことを踏まえ、慎重な検討と判断をお願いしたい。

第2 本件事案について

平成17年10月11日、北本中学校1年生の佑美は遺書(甲5)を残して自死した。遺書には、「死んだのは、学校の美術のみんなでも学校の先生でもありません。クラスの一部に勉強にテストのせいかも。」との文言があり、「これから楽しい事もあるけどつらい・いやな事も何億倍もあるから」との文言が残されていた。

佑美は、西小学校6年生当時から、〇〇〇〇を中心に、〇〇〇〇、〇〇〇〇や〇〇〇〇らから頻りに悪口を言われたり、嫌がらせをされたり、皆が嫌がる役割を押し付けられたり、担任教諭である〇〇教諭との交換日記を読まれたりして、非常に困っていた。そして、このことを〇〇教諭に交換日記で何度も相談していた。

北本中学校においても、「中井君」、「きもい」などと言われたり、「内股だよね」と言われたり、靴隠しと認識されてもおかしくないような行為をされていたり、美術部の本音大会では「タメに敬語を使わないで、ウザイんだ」と言われたりしていた事実が認められ、実際、佑美は、本音大会の際に、今もいじめがあるかを問われた際、他の生徒数人とともに挙手していた。

以上は原判決を前提とした事実認定であるが、本件は、佑美が、「いじめ」

が原因で自死を選択したと考えるよりない事案なのである。

第3 いじめ防止義務違反

1 原判決のいじめ防止義務違反に関する重大な誤りについて

原判決は、前述したとおり「いじめ」の存否というより、「自殺の原因となるようないじめ」の存否を問題とし、この存在を否定し、いじめ防止義務違反なしと判断した。

しかしながら、原判決は、①教育専門職者に対するいじめ防止義務違反の法的構成を見誤り、「自殺の原因となるようないじめ」の不存在を理由に、いじめ防止義務違反もないと判断している点、及び②教育専門職者に対する行為規範たるいじめ防止義務違反を構成する「いじめ」の規範概念に関する認識を見誤っている点において、二重に誤っており、原判決には法令の解釈に関する重要な事項に誤りがある。

2 原判決が①いじめ防止義務違反の法的構成を見誤っていたことについて

まず、原判決の法律構成は、「自殺の原因となるようないじめ」の存否を問題とし、この存在が否定されるから、いじめ防止義務違反はないというものである。

しかしながら、教育専門職者である学校・担当教諭らは「学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から生徒を保護する義務を負う」（最判昭和62・2・6最高裁判所裁判集民事150号75頁，最判昭和62・2・13民集41巻1号95頁）ところ、いじめ防止義務違反の存否を判断するに当たって必要なのは、かかる保護義務の対象となる「先行行為」があったか否かの判断なのである。そして、この「先行行為」該当性の判断に当たって、「自殺の原因となるような『いじめ』」があったか否かの判断、より直接的には、原審が想定している児童生徒間の加害行為(民法709条)を基礎づけるような「いじめ」があったか否かの判断は、決して必要条件ではないのである（平

成25年6月20日付伊藤進意見書参照)。原判決は、教育専門職者に対する行為規範たるいじめ防止義務の義務違反の判断に当たって必要な「先行行為」の該当性判断を見誤っている。むしろ、本件につき、いじめ防止義務違反の前提となる「先行行為」が存したことは明らかであって、原判決は破棄差戻しされ、教育専門職者である学校・担当教諭らによる「いじめ防止義務違反」の存否について改めて判断される必要がある。

3 原判決が②教育専門職者に対する行為規範たるいじめ防止義務違反を構成する「いじめ」の規範概念に関する認識を見誤っていることについて

(1) 原判決は、教育専門職者である学校・担当教諭らによるいじめ防止義務の対象となる「いじめ」の規範概念を見誤っている（この点は、自死の予見可能性の対象となる「いじめ」の内容にも関係する）。

原判決の判示内容からすれば、原判決は、「自殺の原因となるようないじめ」の規範概念として、①常態的に受けていること、②一方的に加害行為を受け、常に強い苦痛を感じ、加害者と被害者の関係が固定化し、加害児童・生徒を恐れ、離れたくても離れられない被支配者の立場に常に置かれていたことを要求していると理解される。

(2) しかしながら、本件のような、いわゆる言葉によるいじめなどの「陰湿・心理的抑圧型いじめ」は、第三者の目に見えるような痕跡を残さないため、その立証がそもそも容易ではない。他方で、「陰湿・心理的抑圧型いじめ」は、潜行化しやすく、繰り返される傾向も顕著で、特に女子児童生徒においては、暴力よりも深刻な精神的打撃を与えることも十分にありうる深刻ないじめ類型である。かかる「陰湿・心理的抑圧型いじめ」について、原判決のような高いハードルを課す規範概念にしたがって「いじめ」の有無を判断すれば、よほど顕在化する形でのいじめでもない限り、「いじめ」は司法の場でことごとくなきものにされていくことは明らかである。

そもそも、本来的に、禁止されるべき「いじめ」は、被害者の目線で見

「いじめ」と捉えられるものであるという本旨が忘れ去られはならないのである。

(3) 実際、文部科学省においても、「いじめ」の定義について、以下のとおり見直している。

【新定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。とすうえで、

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

そして、以下の注釈を付している。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視するということである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものを含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

(4) また、平成25年6月21日に成立した「いじめ防止対策推進法」も同様に、「いじめ」の定義について、

「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（2条1項）

と規定している。

同法における「いじめ」の定義は、見直し後の文部科学省の定義を基本的に踏襲したものである（むしろ、より広く「いじめ」を捕捉しているといえる）。

(5) これまでの下級審裁判例においては、上記の文部科学省や立法府の「いじめ」防止に向けた「いじめ」の定義の見直しからはるかに立ち遅れた判決ばかりが目立つ。しかし、「いじめ」の定義は法律要件であるところ、その内容は創設的に決められたものではなく、そのような内容を「いじめ」として定義しなければ子どもたちが安全な環境で教育を受けることができないという実態から紡ぎ出されたものであり、そのような実態は法制定の以前から存在しているものなのである。

今こそ、貴裁判所に、教育専門職者である学校や教師らのいじめ防止義務について、「いじめ」の本旨を踏まえた規範定立をしていただき、「いじめ」防止に向けて、学校関係者ひいては国民に対して、明確なメッセージを発信していただきたい。

原判決が、教育専門職者に対するいじめ防止義務の対象となる「いじめ」の規範概念を見誤っていることは明らかであって、原判決は破棄差戻しされ、

「いじめ防止義務違反」の存否について改めて判断される必要がある。

4 いじめ防止義務違反の違法性と過失、自死との因果関係について

そして、相手方北本市にいじめ防止義務違反に関して違法性と過失があること、当該義務違反と佑美の自死との間に因果関係があることは明らかである。仮に原審が、「亡佑美の自死の原因となるような『いじめ』の存在が認められない」との「生徒らによる先行行為」についての判断だけで、「本件いじめ自死」事案において学校、担任教師らの不作為と佑美の「自死」との間には因果関係がないとするものであるとすれば、法令の解釈適用を誤ったものといわなければならない。

5 証人富田歩の証言に対する事実認定が著しく経験則に反することについて

なお、原判決は、証人〇〇〇の証言に対する経験則に著しく反する恣意的な事実認定を行っており、かかる経験則違反についても上告受理申し立て理由がある。

第4 調査報告義務違反について

原判決のように、学校側に「合理的な裁量」を一般論として認めたものはおよそ見当たらず、その意味で原判決は極めて特異なものである。また、それにとどまらず、ここまで広範に学校側の裁量を認める合理的な理由はない。原判決は、高等裁判所の判例に相反する判断をし、また、原判決の上記判示内容は経験則に反するなど、調査報告義務の内容、程度及び方法という「法令の解釈に関する重要な事項」（民事訴訟法318条1項）につき誤った判断をしたものである。

また、原判決が、合理的な理由なく調査報告義務違反がないという結論を導く事実の評価をしたことは、「合理的な裁量」の意義とも相まって、「法令の解釈に関する重要な事項」（民事訴訟法318条1項）に該当するものであり、また、同判示内容は経験則に反することからも、「法令の解釈に関する重要な

事項」(同項)に該当する。

さらに本件においては、遺族である申立人らは、相手方北本市に対して、その調査報告義務の履行に先立ち、その調査内容及び方法について特段の意思を表明し、かつ相応の根拠があったものであるから、相手方北本市としては、これに応じた調査報告をなすべき法的義務があったものであり、相手方北本市は明らかにこれを怠ったものである。原判決は、地方公共団体における調査報告義務について解釈するにあたり、遺族による特段の意思表示の有無に関わらず、もっぱら地方公共団体における合理的な裁量を認めた点で明らかに法令及び判例に違反する。

第5 国の責任について

本件で求める相手方国の一つ目の責任は、相手方国がこれまでいじめが社会問題になったときのその場限りの対応しか行わず、長期間にわたり具体的な対策を行わず、かえって各地で発生しているいじめ自死の実態を隠ぺいし、いじめ自死がないということを公表し続けてきた結果、新たないじめ自死を発生させたことの責任である。

本件で求める相手方国の二つ目の責任は、本件を巡る再調査において、相手方国が事実解明のために行った権限行使も、特に本件に関しては最初から中身の無いものとして行われ、いじめ無しの報告で塗り固められた点に関する責任である。

これらの相手方国の法的責任を判断できなかった原判決は、憲法26条1項の生徒の安全に教育を受ける権利に違反した判決といわなければならない。

また、原判決は、旭川最高裁学テ判決の判断から見ても、憲法13条、23条及び26条に違反し、子どもの権利条約にも違反し、(いじめの背景原因について、過度の教育競争・暴力が教育現場に蔓延していること、子どもの権利条約が日本の裁判所では殆ど適用されていなかったこと等が3度にもわたっ

て勧告されているにもかかわらず、それへの対応が全く行われていないこと) さらに、民事訴訟法318条の「原判決に最高裁の判断と相反する判断がある事件」として上告受理の理由たりうる。

第6 結語

昨今のいじめ問題、いじめ自死の問題を考えたとき、本件のごとき被害は「いじめを受けない権利」という重要な権利の侵害であることを観念しなければならぬ時期に来ている。いじめを受けない権利は、その実態としてまさに憲法で保障されるに値する権利である。

国民の期待に応える、貴裁判所の「いじめ」防止に向けたメッセージの発信を期待している次第である。